

平成30年4月1日より中心市街地の広瀬川沿いの周辺地域を『景観形成重点地区』に指定します。

- 地区内で行う行為などについて、地区の景観形成の方針やルールを定めます。
- 地区内で行う建物や工作物などの一定の行為（届出対象行為）について、市に届出が必要になります。
- 屋外広告物（看板など）は、設置できる種類や大きさが制限される屋外広告物特別規制地区に指定します。

<お問合せ>

前橋市 都市計画部 都市計画課 景観係
TEL：027-898-6974

【広瀬川河畔景観形成重点地区の景観形成の目標】

- ・人々が自然と足を運びたくなるような、心地よい空間を創出します。
- ・地区の歴史や文化を大切にしながら、現代的で落ち着きのある景観を形成します。

【区域】

広瀬川に架かる厩橋から久留万橋までの沿川地域（太枠の範囲）



《景観形成重点地区とは》

- ◎地域に即した景観形成の方針や景観形成基準（景観のルール）を設けて守っていくことにより、地域住民や事業者及び行政が共に地域の個性を活かした景観づくりに取り組む地区として、前橋市景観条例に基づき指定される地区です。
- ◎前橋市では、市民や地域の住民から親しまれている広瀬川河畔の素晴らしい景観を守るため、また、『水と緑と詩のまち』前橋のシンボルとしてさらに『質』の高い景観をつくり、後世に引き継ぐために、中心市街地を流れる広瀬川とその河畔を含む地域について、平成29年9月に『広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画』を策定し、平成30年4月1日より景観形成重点地区に指定します。
- ◎『広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画』は、地区の名称、区域、目標、景観形成の方針並びに景観形成基準のほか、地区内の届出を要する対象行為を定めたものです。

【景観形成の方針と景観形成基準（景観のルール）】

広瀬川河畔地域の特徴を活かした、散策する人々が心地よく感じられるより魅力的な広瀬川河畔の街なみ景観を創っていくために、景観形成の方針と、景観のルールを設けます。景観のルールは、地区内で建築物や工作物などの新築・増築・移転、建て替えや外観に係る改修・色彩の変更などを行う際に守らなければならない、良好な景観形成を図るための配慮事項です。また、届出対象行為の審査の基準となるものです。

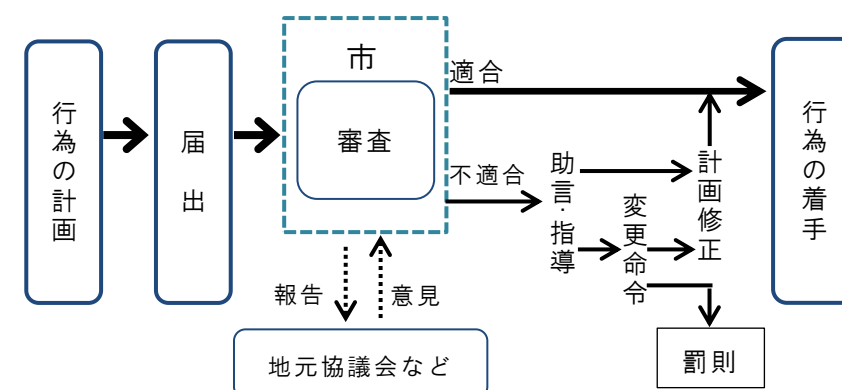
景観形成の方針	土地利用（土地の使い方）	公共施設（公共施設等の整備）	街並み形成（街並みの風景）	建築物等の形態意匠（デザイン）	屋外広告物（看板など）	緑化	夜間景観（夜間の風景）	景観管理（良好な景観を守る）
	地区全体の価値を高める空間を創出するような土地利用を図ります。 ・住宅や軽飲食店、小売店、小規模オフィスなどの利用を推奨 ・露天駐車場や空き地などの土地利用は避ける	公共施設や道路・緑地は地区景観の向上を意識した整備とします。	広瀬川や河畔緑地と調和した、散策する人々に配慮した街並みを形成します。 ・散策する人々が心地よく感じるゆとりある印象の街並みを創出	広瀬川や河畔緑地に調和し、散策する人々の目線や街並みとの連続性を意識し、地区景観が向上するような形態・意匠・色彩とします。	広瀬川や河畔緑地、街並みに調和する配置・掲出方法・個数とするとともに、地区の魅力をもっと高めるデザインとします。	敷地内緑化に努め、河畔緑地との相乗効果により、心地よさと潤いを兼ね備えた景観を創出します。	地区全体の統一感を意識した、落ち着きのある魅力的な夜間景観を創出します。 ・夜間の安全、安心な歩行に配慮 ・広瀬川や河畔緑地の効果的な演出を図る	地区内の美観の維持管理を行うとともに修景に努め、地区景観の向上を図ります。

【届出対象行為】

建築物	新築、増築、改築、移転、外観及び色彩の変更
門、垣、柵、塀、擁壁、記念塔、装飾塔など	・新設、増設 ・外観を変更することとなる 修繕、模様替え ・色彩の変更
立体（機械式）駐車場 立体（機械式）駐輪場	
自動販売機	
物置	・新設 ・増設
太陽光発電設備	
平面駐車場（5台以上のもの） 資材置き場（50㎡を超えるもの）	設置、表示、移転、変更など
屋外広告物（看板など）	

※対象となる規模は各行為により異なります。

- ・地区内で行う一定の行為について、市へ景観法または屋外広告物条例に基づく届出が必要です。
 - ・届出行為は、広瀬川河畔景観形成重点地区の景観形成の方針やルールに沿った計画となっているかを確認・審査します。
- <景観法に基づく届出の流れのイメージ>

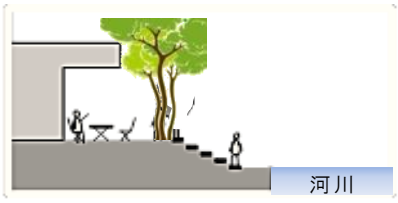
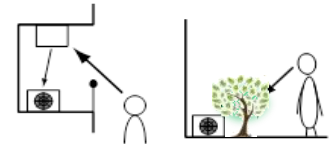




※屋外広告物は屋外広告物条例に基づく別の届出の流れになります。

<広瀬川河畔地区で設ける景観のルールの種類> ※各ルールの内容は裏面参照

建築物や工作物は景観を構成する主要な要素であり、また、屋外広告物や平面駐車場などは景観に与える影響が大きいため、ルールを設けます。

- 建築物のルール（デザイン・配置、照明設備、設備機器、太陽光発電設備、ゴミ集積所など）
- 工作物のルール（門・垣・柵・塀、立体（機械式）駐車場（駐輪場）、自動販売機、物置など）
- 資材置場のルール
- 平面駐車場のルール
- 屋外広告物のルール
- 色彩のルール

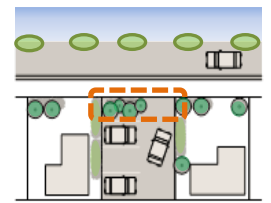
建築物のルール	
デザイン 配置	<ul style="list-style-type: none"> 散策する人々に圧迫感を感じさせないようなデザイン、配置とする。 広瀬川に向けた側が表の空間となるよう、建物の顔となる部分を河川に向ける。 
照明設備	1階部分が店舗や事務所となるときは、ショーウィンドウや格子状のシャッターなど夜間に建物から灯りが漏れるような意匠とする。
屋外設備機器	設備機器等は広瀬川から見えない位置に設置する。見える位置に設置する場合は、植栽や目隠しなどにより修景する。 
太陽光発電設備	設備は広瀬川及び河畔緑地に調和する色調とするとともに、周辺への光の反射に配慮した設置方法・設置場所とし、反射の少ない素材を使用するように努める。
ゴミ集積所	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路から視認できる位置に設置しない。設置する場合は、植栽や目隠しなどにより修景する。 

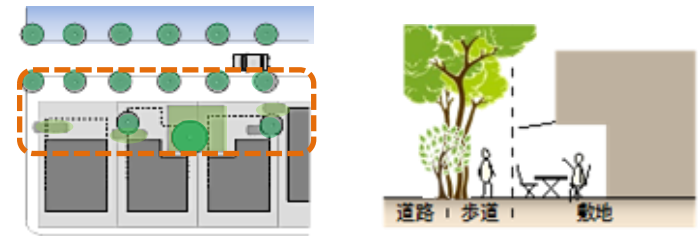
色彩のルール
<p>広瀬川及び河畔緑地と調和するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広瀬川や河畔緑地の樹木・花木などの自然が主役となるような色彩を選定しましょう。 交通標識などの認識を妨げないよう、安全標識などより目立つ色彩の使用は避けましょう。  <p>(主役となる広瀬川や河畔緑地の現在のイメージ)</p>

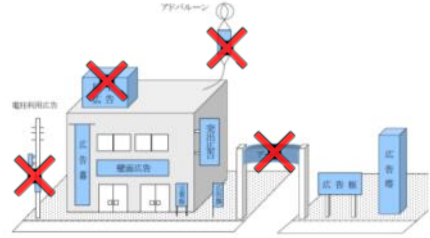
広瀬川河畔地区の景観のルールの特徴

- ・ 広瀬川や河畔緑地との調和に配慮
- ・ 人々が心地よく感じるゆとりある印象の街並みの創出
- ・ 散策する人々の目線や人間の大きさの比率(ヒューマンスケール)との調和

工作物のルール	
門・垣・柵・塀など	広瀬川及び河畔緑地に調和する素材とするか「色彩のルール」による色調とする。
機械式駐車場 機械式駐輪場	広瀬川及び河畔緑地から視認できる位置に設置しない。設置する場合は「色彩のルール」による色調とするか、植栽や目隠しによる修景を行う。
物置	
自動販売機	広瀬川及び河畔緑地に向けて設置しない。設置する場合は「色彩のルール」による色調とするか、修景を行う。

資材置き場・平面駐車場のルール	
資材置き場	<p>資機材等が散策する人々から直接視認できないよう、植栽や目隠しなどの修景に努める。</p> <p>日除け・雨よけのシートは広瀬川及び河畔緑地に調和する色調とする。</p> <p>境界柵を設置する場合は、「垣・柵・塀などのルール」による。</p>
平面駐車場	<p>駐車された車が散策する人々から直接視認できないよう、植栽や目隠しなどの修景に努める。 </p> <p>付随する設備は「色彩のルール」による色調とする。</p> <p>境界柵を設置する場合は、「垣・柵・塀などのルール」による。</p>

大規模な建築物のルール	
高さ13m以上または延べ床面積1,000㎡以上の建築物は、「建築物のルール」のほかに「大規模な建築物のルール」の両方を適用します。	
低層部は、解放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりある空間を創出し、公共性の高い景観形成を心がける。	
まちなみの連続性に配慮しつつ、オープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーやその他植栽の配置により、周辺環境と調和する交流空間の創出に努め、人の集まる快適性の高い景観形成を心がける。 	
広瀬川に面する部分は、川側からの見え方に配慮した配置・デザインにすることにより、川と建築物が一体をなすような景観形成に努める。	

屋外広告物のルール	
種類	<p>掲出できる自家広告物は以下の種類のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広告板 ② 壁面広告物 ③ 突出広告物 ④ 置き看板 ⑤ 塀広告 ⑥ 簡易広告物 (はり紙・はり札・広告旗・立て看板・広告幕)  <p>非自家広告物は掲出することができない。</p>
デザイン等	<p>広瀬川及び河畔緑地と調和する落ち着いたデザインとし、使用する色は「色彩のルール」による。</p> <p>散策する人々の目線や人間の大きさの比率との調和に配慮した文字の大きさ、配置とする。</p> <p>光源の点滅、回転、動き、変化がないこと。</p> <p>一つの建物に複数の店舗などの広告物を掲出の際は、集約や色彩・文字・形状の統一に努める。</p>
大きさ 個数	<p>(1)高さ13m以下に掲出するもの 広告板: 1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下、高さ2m以下 壁面広告物: 1面1㎡以下かつ合計で当該壁面の1/3以下 ※但し切文字・箱文字で表示するものに限り、1面2㎡以下かつ合計で当該壁面の1/3以下 突出広告物: 1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下 置き看板: 1面1㎡以下かつ合計で2㎡以下 塀広告物: 1面1㎡以下かつ合計で当該壁面の1/3以下 総表示面積: 一つの店舗・事業所等が掲出できる表示面積の合計は、5㎡以下</p> <p>(2)高さ13mを超える部分に掲出するもの 壁面広告物: 1面5㎡以下かつ合計で当該壁面の1/3以下 ※但し切文字・箱文字で表示するものに限り、1面10㎡以下かつ合計で当該壁面の1/3以下 突出広告物: 1面1㎡かつ合計で2㎡以下 総表示面積: 一つの建物において高さ13mを超える部分に掲出できる表示面積の合計は、15㎡以下</p> 